

釧路市の助成制度のご案内

中小企業の設備投資にご利用ください

～釧路市中小企業振興条例に基づく助成制度～

項目	助成内容
工場新增設助成	小規模企業者（※1）が工場の新設又は増設を行い、かつ、操業を開始した場合に助成します。 助成額：工場の助成対象額（※2）の 3 / 100 限度額：200万円
高度化事業助成	中小企業者及び協同組合等が高度化事業（※3）を実施した場合に助成します。 助成額：助成対象額（※2）の 10 / 100 限度額：2,000万円

（※1）小規模企業者：中小企業者のうち次の要件①②を満たす者をいいます（個人の場合は②のみ満たす者）。

① 資本金の額又は出資の総額が1,000万円以下であること。

② 常時使用する従業員の数が20人以下（小売業、サービス業又は卸売業を営む者にあっては5人以下）であること。

（※2）助成対象額：事業の用に供するため取得した固定資産について、地方税法に規定する固定資産課税台帳に登録された課税標準額をいいます。

（※3）高度化事業：中小企業者及び協同組合等の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するために行う、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条に掲げる事業をいいます。

上記のほか、以下の助成がございます。詳細についてはお問合せください。

- 商店街環境整備事業助成
- 組織化助成
- 創業計画策定助成

《ご注意ください》 同一事業について、上記の助成を重複して受けることや、上記の助成と「釧路市企業立地促進条例」または「釧路市水産業振興条例」による助成を同時に受けることはできません。

ご相談・お問合せは…

- 工場新增設助成・高度化事業助成について

⇒ 釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当

Tel：0154-31-4550

E-mail：sa-sangyousuishin@city.kushiro.hokkaido.jp

- 商店街環境整備事業助成・組織化助成・創業計画策定助成について

⇒ 釧路市産業振興部商業労政課商業振興担当

Tel：0154-31-4548

E-mail：sho-shougyoushinkou@city.kushiro.hokkaido.jp

（住所）〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎4階